

南部町男女共同参画推進条例

2月号に引き続き、平成18年12月25日に公布、施行された条例を紹介します（一部抜粋）

第3条 町、町民及び事業者が※1 男女共同参画による町づくりを推進する上での七つの基本理念

(一) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。

(二) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

(三) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(四) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下、家事、育児、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、地域活動等社会生活を両立できるようにすること。

(五) 男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して互いの意思を尊重し、共に生涯を通じた健康な生活を営むことについて配慮されること。

(六) 女性に対する身体的、心理的、経済的又は性的な暴力は、女性の人権に対する重大な侵害であり、根絶されること。

(七) 国際社会における取組みと協調のもとに行うこと。

第7条 性別による権利侵害の禁止について

(一) 何人も、直接的又は間接的を問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

(二) 何人も、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野において※2セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(三) 何人も、※3ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

今後、町では男女共同参画に関する基本的な計画を、審議会を組織し策定します。引き続き審議会委員を募集しています。くわしくは、広報なんぶ2月号または、南部町ホームページをご覧ください。

※1男女共同参画：男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として自らの意志によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うことをいう。

※2セクシュアル・ハラスメント：性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によつてその者に不利益を与えることをいう。

※3ドメスティック・バイオレンス：配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

人権啓発のつどい開催

2月25日、プラザ西伯で今年度の人権施策事業の報告と講演会が開催されました。

事業報告として、①人権問題小地域懇談会について、②全国解放保育研修会に参加して、③全国人権・同和教育研究集会に参加して、④企業職域学習推進部会の活動について発表がありました。

報告に続く講演会は「子どもの心とまともに向き合えていますか」と題し、子どもの虐待防止ネットワーク鳥取理事長の田村勲さんより、子どもの人権について、多様な世代の人権学習がより必要であるという話しをしていただきました。



講演会の様子